

京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例施行規則を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 65 号

京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例施行規則

(庶務)

第1条 公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会（以下「委員会」という。）の庶務は、
行財政局において行う。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定め
る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局総務部総務課)